

令和 5 年度第 3 回 大田原市介護保険運営協議会 【会議録】

- 1 日 時 令和 6 年 1 月 26 日（金）午後 1 時 30 分～2 時 35 分
- 2 場 所 大田原市役所 102 会議室
- 3 出席委員 16 名（稲村隆夫委員、冨永一男委員、渡部貢委員、松本美代子委員、相馬仁美委員、福原健治委員、伊藤清幸委員、八木良委員、丹野洋委員、松本真由美委員、小野田公委員、車田宏之委員、細井直人委員、菊池恵子委員、高安喜久次委員、矢野弥生委員）
- 4 欠席委員 2 名（植木重治委員、磯友美委員）
- 5 事務局 益子保健福祉部長、小林高齢者幸福課長、猪瀬高齢支援係長、前田介護管理係長、大久保介護サービス係長、田口地域支援係長、小林副主幹、阿久津主査
計画策定コンサルティング（株）アールピーアイ栃木 2 名

6 内 容

- (1) 開会・進行 小林高齢者幸福課長
- (2) あいさつ 益子保健福祉部長
車田会長
- (3) 会議録署名人の指名
車田会長から伊藤清幸委員、八木良委員が指名された。
- (4) 議 事
 - (1) あんしんプラン第 9 期計画（案）について【別冊資料】【資料 1】【事前質問】

第 2 回介護保険運営協議会会議後からの追加、修正、削除等の変更箇所の説明を行うとともに事前質問 1 について、質問及び回答を説明した。

また、令和 5 年 12 月 6 日から令和 5 年 12 月 26 日まで実施したパブリックコメントの結果について、意見の提出がなかったことを説明した。
 - (2) 第 9 期計画における介護保険料について【別冊資料】【資料 2】【事前質問】

第 9 期計画期間における第 1 号被保険者保険料に関する所得段階の 12 段階から 13 段階への見直し、介護保険料の計算に関する内容（第 1 号被保険者の負担率、所得段階別の被保険者見込数、標準給付費見込額、地域支援事業費見込額、第 1 号被保険者負担分相当額、調整交付金見込交付額、保健福祉事業（特別給付費分）見込額、保険者機能強化推進交付金等の交付見込額、第 1 号被保険者の保険料収納でまかなうべき必要額、予定保険料収納額、保険料基準額（年額）、介護保険財政調整基金の取り崩し、基金取り崩し後の保険料収納必要額、基金取り崩し後の保険料の基準額（年額）、令和 22 年度における保険料、所得段階区分別第 9

期介護保険事業計画の保険料) について説明した。

また、事前質問2 について、質問及び回答を説明した。

<質 疑>

(八木委員)

別冊資料 178 ページ、「シ 基金取り崩し後の保険料収納必要額の基準額 (年額)」とあるが、年額ではなく 3 年間の必要額の間違いではないか。

(事務局)

そのとおり、3 年間の必要額であるので訂正させていただく。

(八木委員)

別冊資料 178 ページ、「サ 大田原市介護保険財政調整基金の取り崩し」の介護保険財政調整基金保有予定額の枠内について、介護保険財政調整基金は保険者において必要最低限と認める額を除き、基本的には次期計画において歳入として繰り入れるべきものと国の規定にあると思うが、本市においては急激な給付費増加対応の必要な額を除き、第 9 期計画では基金残高予定額である約 8 億円のうち 2 億 2,900 万円を取り崩すということか。

(事務局)

そのとおりである。

(八木委員)

第 8 期計画でも同様の質問をしているが、基金は最終的な決算報告が行われて確定されるが、現在の予想額では約 8 億円の基金が残ることとなる。平成 27 年度までは約 1 億円のまま推移してきたが、平成 28 年度から毎年約 1 億円ずつ積み上がり、前回約 6 億円だったのがさらに積み上がり 2 億円増えている。基金を取り崩す額の大きさにより介護保険料月額が変わる。過去 9 年間の傾向では毎年約 1 億円ずつ積み上げられていたということは、第 1 号被保険者が支払う介護保険料を毎年 1 億円ずつもらいすぎていたのではないか。

(事務局)

もらいすぎていたというと語弊があるが、結果として余剰が積み立てられたということである。

(八木委員)

介護保険の基本の考え方は受益者負担であるのでその時に発生するものを負担

するという考えだと思う。別冊資料 179 ページ上部に 16 年後の令和 22 年度に保険料が月額 8,600 円になるとあり、今基金を取り崩さず将来急激な変動があった時に補填できるようにするという考え方も一理あるが、それが正しい考え方は自分個人では判断できない。国は、次の 3 年間で全部使い切り、清算し、介護保険料が下がる目的として充当するようになっている。177 ページの一番下の基金取り崩し前の保険料基準額は月額 6,990 円だが、令和 5 年度末の基金残高予定額約 8 億円のうち 2 億 2,900 万円を取り崩した場合だと 178 ページにあるように介護保険料が 290 円下がり 6,700 円になると事務局から説明があったが、計算上 8 億円全て取り崩すと保険料基準額は 1,000 円ほど下がり月額 5 千円台になる。今介護保険料を負担している人たちが 16 年後の受益者を見越してこの介護保険料を納めることは受益者負担の考え方に反しないか、国や県がどう考えているのかを調べたところ、慶應義塾大学の研究があり、国が県を通して指導や助言をしたほぼすべての例において基金を全額、あるいは県によっては最低 8 割取り崩すよう助言があったと掲載されているが、大田原市が 72%を残すことに対して国や県から指導は来ていないのか。

(事務局)

指導助言はない。慶應義塾大学の論文については読んでいるが、国や県から指導があったのは介護保険制度が始まった初期の頃であると考えている。

(八木委員)

最終的な結論を出すのは保険者であり、国や県は助言や意見をいうにとどまっているので市の考え方ひとつで変わってくる。1 億円取り崩すと 120 円から 130 円くらい介護保険料が下がる中、今 100 歳で介護保険料を納付している方が 16 年後に介護保険料が上がるから今の介護保険料を高くする考えは良しとしないと思う。現在の受益者が負担するというのが国の考え方なので、どのような計算根拠で推計したのかきちんと市民に対して説明されるべきであると思う。基金の取り崩し額の説明において必要な額の部分の説明が全くなかったのできちんと説明いただきたい。取り崩し額によってあと 1,000 円程下がる幅があるので、なぜ 2 億 2,900 万円を取り崩すようにしないのか明確な理由があったのか、どのように計算しているのか市の考え方をうかがってからこの金額が妥当なのか皆に判断していただきたい。介護保険料基準額の 6,700 円が本運営協議会で承認された場合、その内容が議会へ提出され、承認されるのか。介護保険料額の決定までの流れについて教えてほしい。

(事務局)

今回の第 3 回目介護保険運営協議会では決定せず、次回の第 4 回目介護保険運営

協議会で市長から会長あての諮問をし、市長決裁を経たうえで3年間の保険料を明記した介護保険条例の改正案を議会に提出する。基金については第8期計画では令和5年度に3億8,000万円基金を取り崩す予定であったが、新型コロナウイルスの影響により3年目は基金を取り崩すことなく、結果として積み増しとなった(※1)。自然体で高齢者や認定者が増えること、今回の報酬改定により1.59%プラス改定があること、新型コロナウイルスの影響からどの程度の回復が見込まれるかなどにより推計することが難しく、基金を取り崩さずに約5億円を積み上げることとしたが、3年間の介護保険事業費額の約201億円(※2)のうちの5億円に当たるため、猶予は3%弱となるので、物価高騰や計画期間途中で介護従事者の処遇改善がプラス改定になった時などに介護保険料が不足することが非常に心配で、前回の第2回目の会議の時にも説明したが、第10期計画でその分を介護保険料として上乗せすることのないよう勘案し2億2,900万円取り崩すこととした。

※1 正しくは、第8期の基金取り崩し額は令和3年度3,160万2千円、令和4年度311万1千円、計3,471万3千円。

※2 正しくは、約221億円。

(八木委員)

安全係数を見た場合、一概にこの金額を残すということは悪いとは言わない。きちんとした根拠を委員のみならず市民へきちんと説明していただきたい。全体の介護保険料に係る費用に対し8億円というところは小さなパーセンテージであると説明があったが、介護保険料を納付している方からすると月々6,900円の納付額が1,000円減額となり5,900円になるという話であるので、そこがきちんと伝わらないと介護保険料を納付している方も納得されないのではないかと、細かい数字がどういう根拠で算定されているか分からない方が大部分であると思うので、市は説明責任があると思う。ここで結論はいただかなくてもよい、という意見である。

(6) その他

(事務局)

次回以降の協議会のスケジュールについて第4回介護保険運営協議会は、令和6年2月16日(金)午後1時30分から、南別館2階会議室において開催を予定していることを説明した。

(7) 閉会

以上